

東京地裁昭和五六年(行ウ)第九八号、六〇・五・九判決

判 決

原 告 株式会社明輝製作所

被 告 中央労働委員会

被告補助参加人 総評全国一般労働組合神奈川地方本部

(主文)

一 原告を再審査申立人、補助参加人を再審査被申立人とする中労委昭和五四年(不再)第一三号不当労働行為再審査申立事件につき、被告が昭和五六年七月一日付でした別紙(二)命令書記載の命令中、次の部分を取り消す。

補助参加人を申立人、原告を被申立人とする神労委昭和五一年(不)第二八号不当労働行為申立事件につき、神奈川県地方労働委員会が昭和五四年二月一五日付でした別紙(一)命令書記載の命令中、主文第二項の総評全国一般労働組合神奈川地方本部明輝製作所横浜分会宛誓約書の掲示を命ずる部分に対する再審査申立を棄却した部分。

二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用は原告の負担とする。

(事実)

第一 当事書の申立て

一 原告

1 原告を再審査申立人、補助参加人を再審査被申立人とする中労委昭和五四年(不再)第一三号不当労働行為再審査申立事件につき、被告が昭和五六年七月一日付でした別紙(二)命令書記載の命令を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

二 被告及び補助参加人

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求の原因

1 救済命令

補助参加人は、昭和五一年一二月六日、神奈川県地方労働委員会に対し、原告を被申立人として支配介入等に関する不当労働行為救済の申立てをした。同委員会は、右申立てにかかる事件(神労委昭和五一年(不)第二八号)について、昭和五四年二月一五日付をもって別紙(一)命令書記載のと通りの救済命令(以下「初審命令」という。)を発した。

右命令を不服として、原告が昭和五四年二月二六日被告に対し再審査の申立てをしたところ、被告は、右申立てにかかる事件(中労委昭和五四年(不再)第一三号)について、昭和五六年七月一日付をもって別紙(二)命令書記載のと通りの原告の再審査申立てを棄却する旨の命令(以下「本件命令」という。)を発し、同命令書は同年八月二九日原告に交付された。

2 本件命令の違法

本件命令には、次のとおり、これを取り消すべき違法事由がある。

(一) ポスト・ノーテイスについて

- (1) 本件命令が維持した初審命令は、別紙(一)命令書記載のとおりであって、原告に対し、補助参加人、総評全国一般労働組合神奈川地方本部明輝製作所横浜分会及び同明輝製作所大和分会(以下「横浜分会」、「大和分会」という。)に宛て誓約書の掲示を命じているが、被告の本件命令時はもとより、その審問を終結した昭和五四年七月一九日の以前である昭和五三年九月三〇日に横浜分会の X1 組合員が脱退して同分会は組合員が零となり、また、昭和五四年四月二〇日に大和分会の分会長 X2 が脱退し、同分会の分会長は X3 となっていたものである。
- (2) もともと、被告の発する命令は、行政法上直ちに公定力を生ずるものであるため厳格性が要求されているところ、本件命令は、右のように既に分会として存在しない横浜分会宛ての誓約書の掲示を命ずるものであり、また、誓約書中表示される分会長が既に脱退して他の組合員が分会長となっている大和分会宛て脱退組合員を分会長と表示した誓約書の掲示を命ずるものであって、いずれも違法であり取り消すべきものである。

(二) サッカー大会に関する事項について

- (1) サッカー大会は親睦団体にすぎない親和会が主催したもので、組合活動と無関係であるから、仮に原告が従業員に不参加を呼びかけたとしても(そのような事実が存在しないことは後述する。)何ら不当労働行為となるものではない。
- (2) 親和会は、昭和三〇年福利施設が不十分であったところから、原告が従業員の福利充実のため親睦団体として発足させたものである。以来親和会は親睦団体として各種サークル、クラブ活動の本部ともいべき地位に位置するようになったのである。当時、親和会は会費月一五〇円を従業員に負担させ、その不足分を原告が補足し運営されているが、親和会に属する各サークル活動の催す行事への参加は義務づけられているものではなく、自らの希望するサークルへ所属し、自らの選択に従って各行事に参加することになっているのである。昭和五一年一月二三日におけるサッカー大会も親和会所属のサッカー部主催の行事であり、これは組合活動という性格を一切有するものではないのである。このことは、親和会の名誉会長が社長であり、また工場長以下各管理職も自由に参加できる組織運営からも当然のことなのである。
- (3) 被告は、東京工場の従業員がサッカー大会でプレーすると感化されたり、その宣伝活動を受けることを防止するため組合員と接触することを嫌って工作したなどと、推認をしているが、それは全く根拠がない。前記のとおり、そもそもサッカー大会は組合活動とは全く関係のないクラブ活動であり、その目的は従業員(管理職を含めた)の親睦にあり、この活動の機会に本来的な目的に反する組合の宣伝活動などなすべきものではないのである。サッカー大会が当然のごとく組合の宣伝活動に利用されるべきものであるとの前提にたつての本件命令は誤りであり、取り消されるべきである。

- (4) 原告は、原告の東京工場の従業員に対し、サッカー大会への不参加を命じたことは全くない。東京工場ではサッカー大会に参加しない予定であって、当日は同工場の従業員が自主的に、任意に同工場に集り、懇親会を開いたもので、原告の社長や管理職も出席していない。
- (5) 以上のとおりであって、サッカー大会に関する事項について、被告は明らかに証拠の取捨選択を誤って、誤った事実を認定しているもので、本件命令は取り消されるべきものである。
- (三) 十一月二四日における Y1 部長の発言について
- (1) X4 は、中学卒業後昭和三八年三月、原告に入社し、ラジアルの機械を担当することとなり Y1 部長の直属の部下となった。当時、X4 の両親は、実家を離れ一人横浜に出て行った X4 のことを心配し、Y1 部長に息子のことを頼みたい旨申し出てきたため、責任感の強い Y1 部長は両親の希望に応え、その後も継続して X4 の両親との間で X4 の日常の仕事ぶり、私生活上の問題等について手紙、電話等によって相互に連絡をとり合っていたのである。
- 昭和四二年頃、X4 の弟が川崎方面に就職したのを契機に父親も出稼ぎが多かったことから、X4 一家は田舎を引払い神奈川の方へ移転することになった。この移転に際し、Y1 部長は、X4 から住居を見つけてほしい旨依頼されたため、川島工業という会社をかけ合い、自分の住居に近い上山町の貸家を見つけ、X4 一家はそこに居住することとなったのである。
- 移転後は家が近所となったため、Y1 部長の妻と X4 の母親との間にも親しい付き合いがはじまり、晩の総菜を工面したりするまでの付き合いで、X4 の話題は常に出ていたのである。
- その後もその話題は X4 の友人関係、仕事関係にとどまらずその他特に変わったことがある場合にはそれが話題となっていたのであった。例えば X4 の担当職種がラジアルからフライスにかわった際、母親はそれを心配し Y1 部長に相談したり、X4 が洋光台に移転した後にも彼の女友達のことと相談にのり、その女友達の実家(山形県)にまで電話して話をまとめようとしたことまであったのであった。
- 以上に例示したように、Y1 部長と X4 一家との付き合いは、原告会社内における上司と部下との関係にとどまらず、家族ぐるみの付き合いとなっており、日々 X4 の仕事、友人関係、趣味に至るまで様々な事柄について交流がもたれていたのであった。
- (2) 昭和五一年十一月二四日昼休み、Y1 部長は X4 の自宅にいる母親へ電話したが、補助参加人の主張するような内容の話はしていないのである。同日の話は、X4 の生活に変化がおきたら連絡してくれるようにと、常々母親から頼まれていたためいつも連絡するように X4 が、組合の分会長になっている(配布されたピラにその旨記載されているのをみて知ったものであるが)ため、そのことを母親に連絡したのである。Y1 部長は、右連絡に先立ち十一月半ば頃も、X4 の母親に譲った紫陽花の手入れについて電

話連絡しており、二四日の連絡も突然のことではなく、常々の付き合いから出たことにすぎないのである。

以上のような Y1 部長と X4 との関係からして、母親に X4 が組合の分会長になったことを連絡したとしても、何ら不当労働行為とはなり得ないのである。

したがって、被告の命令は取り消されるべきである。

(四) 横浜工場、大和工場における管理職らのグループ長らに対する発言について

- (1) 管理職らの発言は、大手取引先であるソニー、松下電器から組合ができると納期が遅れることが多いと言われていたので、納期に遅れることがないよう全員で頑張ってもらいたいという内容であり、不当労働行為となるものではない。
- (2) 原告会社ではグループ長以上から構成される製造会議があり、定例会議は月二回程度開かれていたが、必要があれば臨時会議が開かれることもあり、右会議においては仕事の納期や作業の安全、得意先との関係などについて話し合われていた。会議は会員を招集して開かれるほか、予期しない事件が発生した場合、急にグループ長を全員一堂に集めると作業に支障を来すことから、グループ長を少人数に分けて招集し対策を講ずることになっていた。
- (3) 原告横浜工場における仕事の受注量の四〇パーセント近くはソニー発注にかかるものであり、ソニーは原告にとっても最も重要な取引先の一つであった。

昭和五一年十一月一八日頃 Y2 部長はソニーの担当者から新製品を開発したこと、右製品の金型を原告に発注するつもりであること、その図面が同月二五日にでき上るので、同日の午後とりに来るようにとの連絡を受けた。Y2 部長がソニーを訪れると、予期に反し今回原告には発注できないとのことであった。そこで、その理由をたずねると「最近品質的にも、おたくに問題があるのではないか。」と納入する品物の品質が低下していること、納期も遅れていることを指摘されたため、翌朝朝礼の始まる前に工場長、技術部長、製造部長に報告したところ、大きな問題でない場合には朝礼で全員に呼びかけることが多いのであるが、仕事の発注を一たん約束されながら品質が悪いこと、納期が遅れていることなどという不面目な理由で拒否されたことは従来例がなかったこと、原告の売上のシェアの四〇パーセント近くを占めるソニーから今後仕事の発注を受けられなくなることは、原告にとって大きな打撃となることから、工場長の判断で朝礼ではなくまずグループ長を時間をあけて呼び、その席で問題点を出し合って対策を立てることにした。

- (4) 原告横浜工場営業第二部長である Y3 が同年十一月二六日午前、得意先の松下電器を訪れると、同社の担当者から「おたくの会社に組合ができたそうだが、どういうことなのか説明してほしい。」と説明を求められた。

そこで、Y3 部長がこれまでの経緯を説明したところ、上部の組織に入っているのかと聞かれたため全国一般に加盟しているようだと言ったのに対し、「それは一寸上手くないな。」とのことであった。その理由は、組合員に対する方針、命令はすべて上部で統一してやっているため、闘争方針は自主的に管理できなくなってしまうこと、そのため各企業の実情を離れた闘争方針が打ち出されると各企業の仕事にも支障が出てくること、特に春闘とか、一時金の時期には非常に支障がでてくること、そのために松下電器としても安心して仕事を任せておくわけにはいかないとのことであった。

特に松下電器が他社から受注し、原告に発注する仕事の納期が遅れた場合には、松下電器の信用にも影響するところから、納期が非常にうるさいものだから、重要視されるものは徐々に発注できなくなる、特に春闘とか一時金の闘争シーズンになるとそれが一番心配になるとのことであった。

(5) これを聞き、驚いて原告会社に帰ると、前記のように Y2 部長がソニーから仕事の発注を断られたため、急遽製造会議が開かれ、グループ長が二ないし三名ずつ呼ばれていたため、Y3 部長も加わり松下電器から聞いたことを説明し、受注を止められたりすることがあるかもしれないが、納期を守り品質を落したりしなければ一時的に仕事が来なくても、その後また理解してもらって受注できるようになるだろう、これまで以上に納期を厳守し、品質管理に留意してもらいたいと注意したのである。

(6) 以上のとおり、十一月二六日の会議は、ソニーから仕事の発注を止められたことから、その対策のため開かれたものであり、そこで話されたのは当然ソニーから仕事の発注を止められた原因である、仕事の納期遅れと品質管理の問題であり、午後から出席した Y3 部長が話したのも、松下電器の担当者が語った話の内容と納期、品質管理の問題であった。なるほど全国一般はまずいと言った発言はあったが、それは松下電器の担当者が語った内容を伝えたまでのことで、第三者が語った内容をそのまま伝えることは、たとえその内容が直接原告が語れば不当労働行為となりうる内容のものであったとしても、なお原告に黙秘する義務がない以上、不当労働行為とならないことは自明の理である。

なお、会議の席上において Y2 部長、Y3 部長らが X5 グループ長に「どういう気持ちで組合に入っているのか」、X6 グループ長に、「全国一般では三年で会社が潰れる。ソニー、日立からも仕事が来なくなる。」と発言したことは全くない。

(五) Y4、Y5 両係長の X7、X8、X9 に対する発言について

Y4、Y5 両係長は原告会社の末端職制であるところから、かかる者が就業時間外に組合員に何らかの発言をした場合に、右発言が不当労働行為になるためには、右発言が原告会社の意を体した発言でなければならない。しかしながら、Y4、Y5 両係長が X7 らに語ったのは原告会社の社長から何人かに渡されたというコピーされた組織図(この組織図は同社長が作成したものでは

なく、これが Y4、Y5 両係長に直接手渡されたものでもない。)を示しながら、同社長が「全国一般は共産党系だ。」「社長は、全国一般に入っているうちは団交をしない。」と言っている旨の事実、同社長がかかる発言をしたことが事実か否かはさておき、仮に真実としても、かかることを語っていたという事実を伝えたままで、原告会社の意を体し X7 らを組合から脱退させるなどの目的のもとに語ったものではないから、不当労働行為とならないこと自明である。

Y4 係長が脱退届を一括して分会長へ郵送したことから、その発言は脱退を勧めたものと判断しているが、Y4 係長自身も当時組合員であったが、組合自体の方針等に反発して脱退を決意し、同じ意見の者と自主的に脱退したものであり、その判断は誤りといわざるをえない。

3 本件命令書理由欄記載の被告の認定事実(これが引用している別紙(一)の命令書理由欄記載の神奈川県地方労働委員会の認定事実を含む。)に対する認否

(一) 「1 当事者について」

原告に関する事実及び昭和五一年十一月二〇日原告に対して組合結成通知がなされたことは認めるが、その余の事実は不知。

(二) 「2 分会公然化」について

(1)及び(5)の事実は不知。

(2)の事実は否認する。

(3)のうち、原告会社に従業員の親睦団体である親和会があったこと及び親和会の会長が X10 であったことは認めるが、その余の事実は否認する。

(4)のうち、公然化が十一月二〇日に早められたことは不知、その余の事実は認める。

(三) 「3 分会公然化後の会社の諸行為」について

(1)のうち、サッカー大会に東京工場の従業員が少なくとも二、三名参加したことは認めるが、それが二、三名だけかどうか及びその余の事実は不知。

なお、東京工場に集るよう連絡したのが原告の意によるものであるとの趣旨であれば、その点は否認する。

(2)のうち、Y1 部長が X4 宅に電話したことは認めるが、その余の事実は否認する。

(3)の事実は認める。

(4)及び(5)のうち、グループ長を集めて話をしたことは認めるが、その余の事実は否認する。

(6)のうち、Y4、Y5 が X7 らを呼んだことは不知、その余の事実は否認する。

(四) 「4 本件申立後の状況」について

(1)の事実は不知。

(2)及び(4)の事実は認める。

(3)のうち、明輝製作所労働組合が結成されたことは認めるが、その余の事実は不知。

- 4 よって、本件命令の取消しを求める。
- 二 請求の原因に対する被告の答弁及び主張
- 1 請求の原因 1 の事実は認める。
- 2(一) 同 2 の(一) (1)の事実は認めるが、(2)の主張は争う。
- 原告の主張どおりであるとしても、ポスト・ノーテイス命令のすべてが無効になるものとはいえない。
- (1) 支配介入行為を除去し、それがなかったと同様の状態を将来に向かって、当該企業内で回復させる方法としては、相手方たる組合に今後の不作為を誓約する文書の差し出しを命ずることもあり、このような場合には原告の主張にも一理あるものといえるであろう。
- (2) ところで、本件ポスト・ノーテイスは右の場合と異なり、原告の支配介入行為によって補助参加人総評全国一般労働組合神奈川地方本部(下部組織である企業内分会を含む。)の原告会社内における活動が抑圧されていることから、その活動の自由を回復せしめるため、今後、同種の行為を行わないことを原告の名において原告従業員に周知させることを目的とするものであるから、ポスト・ノーテイスに記載する名宛人の一部に誤りがあったとしても、ポスト・ノーテイスの必要性・適法性には影響を及ぼすべきものではない。
- (3) したがって、原告主張のとおりであっても、それは命令を履行する場合に、原告が名宛人の一部を削除し、あるいはその時点での代表者名に変更すれば足りる(かかる変更をしたか否かをもって、命令の不履行を論ずることはない。)ことである。
- この点は、命令が出された後で、代表者等の変更があった場合も同様である。
- (二) 同(二)の事実は否認し、その主張は争う。
- 原告は、①サッカー大会は、親和会所属のサッカー部所属の行事であって、組合活動とは全く関係がないものであること、②かかる行事の機会に本来的目的に反する組合の情宣活動などなすべきでないこと、③したがって、情宣活動に利用されることを前提に、それを防止するために、会社が工作したなどと推認をしているが、根拠がなく取り消されるべきであると主張するが、右の主張は、人と人との交わりについて余りにも形式化した見解である。
- たとえ、サッカー大会であっても組合員と交わりをもつことによってその影響を受けることはありうるのであって、ましてや、本件のごとく組合結成直後に、未組織工場の従業員と交われば、組合員の側から何らかの働きかけがあると考えることは自然であって、原告がこれと同様の認識を持ったと推認したことは常識に外れたものではない。
- その他の点については、本件命令書理由中の事実認定及び判断に示したとおりである。
- (三) 同(三)ないし(五)の主張については、本件命令書理由中の事実認定及び判断に誤りはなく、これに付加して主張すべきことはない。

3 以上のとおり、本件命令は、労働組合法二五条、二七条及び労働委員会規則五五条に基づいて適法に発せられた行政処分であって、その理由は本件命令書理由欄記載のとおりで事実の認定及び判断に何らの誤りもないものである。

三 請求の原因に対する補助参加人の答弁及び主張

1 請求の原因 1 の事実は認める。

2(一) 同 2 の(一) (1) の事実は認めるが、(2) の主張は争う。

原告は、本件命令のポスト・ノテイスに記載する名宛人の一部に誤りがあることをもって、ポスト・ノテイスすべての取消しを求めているが、右主張は次の理由により主張自体失当であり根拠がない。すなわち、

本件の被告中労委昭和五四年(不再)第一三号不当労働行為救済再審査申立事件の結審時(昭和五四年七月一九日)に、横浜分会長 X1 及び大和分会長 X2 が補助参加人組合を脱退していることは事実であるが(右 X1 は昭和五三年九月三〇日、右 X2 は昭和五四年四月二〇日に脱退している)、原告は、被告委員会の審査の過程において右両分会長の組合脱退の事実の主張を全くしていない。被告は、審査の過程で主張された事実にもとづいて命令を発するものであるから、本件命令に違法はない。しかも、本件命令は、原告の不当労働行為を除去し、過去に遡って原状回復を図るためのものであるから、補助参加人組合及びその下部組織であった分会を名宛人としてポスト・ノテイスの掲示を命ずることは、必要かつ適法である。原告の主張は、原告の支配介入による補助参加人組合への不当労働行為が、補助参加人組合の分会長が脱退したならば、その救済も必要でないとの主張と異なることなく、全く不当かつ根拠がない。

(二) 同(二)ないし(五)の主張については、原告が神奈川県地方労働委員会に提出した最終陳述書の内容と概ね同様であり、これが理由がなく不当であることは本件命令書に記載のとおりであり、本件命令には何らの誤りもない。

四 原告の反論

1 被告は、サッカー大会であっても、組合員と交わりをもつことによってその影響を受けることはあり得、また組合員からの何らかの働きかけがあることを自然であるとして、不参加を呼びかけることが支配介入に当たると主張するが、被告自身が支配介入の定義に関して、「支配」とは、組合の結成、運営に関して(使用者が)組合の自主的活動を妨げることをいい、「介入」とは、本来使用者の立ち入るべからざる組合固有の問題に干渉することをいうとしている(大西製紙事件・中労委昭和二八年一二月二六日全集九一〇九)が、本件の場合右にいう支配介入に該当しない。被告の主張するところは、組合員と東京工場の従業員とが接触する可能性のあるあらゆる場合(例えば、終業後や休日に接触する場合等)に、原告が東京工場の従業員に対して行為を要求すること(残業、休日出勤を命じたり、会食を行う場合等)がすべて支配介入となるというもので、不当に拡大した誤った解釈といわねばならない。

2 補助参加人は、原告が被告委員会の審査の過程において、横浜分会が存在しなくなったこと及び大和分会の分会長が X2 でなくなったことを主張していないの

で、本件命令において右の点を考慮していないのも当然であるかのように主張するが、右はいずれも補助参加人組合の内部問題であって、原告において知る由もなく、そのことを熟知している補助参加人が故意にこれを明らかにしないでいて誤った本件命令を発布させたものである。

第三 証拠関係

本件記録中の書証目録記載のとおり。

(理由)

- 一 請求の原因 1 の事実は当事者間に争いがない。
- 二 そこで、本件命令に原告主張の取消事由が存するか否かについて判断する。

(ポスト・ノーテイスについて)

1 本件命令が維持した初審命令が、別紙(一)命令書記載のとおりであって、原告に対し、補助参加人、横浜分会及び大和分会に宛て誓約書の掲示を命じていること、本件命令時はもとより、被告がその審問を終結した昭和五四年七月一九日の以前である昭和五三年九月三〇日に横浜分会の X1 組合員が脱退して同分会は組合員が零となったこと及び昭和五四年四月二〇日に大和分会の分会長 X2 が脱退し、同分会の分会長は X3 となったことはいずれも当事者間に争いがない。

2(一) 右事実によれば、本件命令が維持した初審命令が原告に対し横浜分会宛て不当労働行為をしない旨の誓約書の掲示を命じている部分は、被告における再審査の審問終結時以前から既に組合員が零となって労働組合としては消滅してしまっている同分会に宛て右誓約書の掲示を命ずるもので、その誓約の相手方で、掲示により救済を与えるべき対象が消滅してしまっているものであるから、その効力を生ずるに由ないものとなっているので、被告としては、右初審命令部分を取り消すべきであったというべきである。したがって、これを取り消すことなく、該命令部分をも維持して原告の再審査申立てのすべてを棄却した本件命令はその部分に限って違法というべく、そして、本件命令においては、かかる部分的取消しが可能な内容であり、かつそれによってその目的を達しうるものであるから、右の違法をもって本件命令のすべてが違法になるというものではないというべきである。

よって、この点に関する原告の主張は理由があるものというべきである。

(二) 前記事実によれば、本件命令が維持した初審命令は原告に対し大和分会宛て不当労働行為をしない旨の誓約書の掲示を命じ、その宛名の表示において「同明輝製作所大和分会分会長 X2 殿」となっているが、被告における再審査の審問終結時以前に右 X2 は同分会を脱退して同分会長ではなかったものであるが、右における分会長の表示は、本来大和分会宛ての誓約書を同分会を代表する分会長が代表して受領することを示すものであって、それ自体大和分会の表示と別個独立の意味を有するものではなく、大和分会の表示に誤りがない限り、右のような意味での分会長の表示に誤りがあっても初審命令の効力に何らの影響もないものというべく、原告として該命令の履行として命令どおりの表示に従って掲示しても、新分会長を表示して掲示しても、そのいずれも許容される場所であるというべきであるから、該命令部分を

維持した本件命令には原告主張のような違法はないものというべきである。

よって、この点に関する原告の主張は採用できない。

(サッカー大会に関する事項について)

1(一) 原告は、肩書地に本社と東京工場を置き、神奈川県大和市上和田に大和工場を、横浜市緑区に横浜工場をそれぞれ有し、家庭電気製品のプラスチック金型の設計、制作をしている会社で、従業員は約一九〇名であること、原告会社に対し、昭和五一年一月二〇日、横浜分会及び大和分会の組合結成通知がなされたが、右は補助参加人組合役員、右分会役員が原告の本社に出向き、原告会社の社長が不在であったため、Y6 工場長(取締役)に右両分会の公然化通知書、補助参加人組合の規約、要求書及び団体交渉申入書を手交して行われたこと、神奈川県地方労働委員会が昭和五二年一月二七日本件と同時に救済申立てのあった団体交渉拒否問題について、原告会社が当初から正当な理由もなくこれを拒否したものとして救済命令を発したが、その後においても原告会社はこれを履行することなく、被告委員会に再審査の申立てをしたが、同委員会は右再審査申立てを棄却したこと、神奈川県地方労働委員会は昭和五五年八月二六日補助参加人組合が申し立てた、仕事差別及び残業、休日出勤差別について、救済命令を発したが、原告会社はこれを不服として被告委員会に再審査の申立てをなしたこと、分会とは別に明輝製作所労働組合が結成されたこと及び原告会社内にはその従業員の親睦団体である親和会があり、昭和五一年一月当時の会長が X10 であったこと、同月二三日、親和会主催のサッカー大会が行われ、これに横浜、大和両工場の従業員と少なくとも二、三名の東京工場の従業員が参加したことは当事者間に争いがなく、右サッカー大会の当日、東京工場の従業員が同工場に集って懇親会を開いたことは原告の自認するところである。

(二) いずれも成立に争いのない乙第一四六、一四七号証、同第一五七ないし第一六二号証、同第一六四号証、同第一六七号証、同第一七〇号証、同第一八二号証、右乙第一六一、一六二号証によりその成立を是認しうる乙第一九号証、右乙第一五七号証によりその成立を是認しうる乙第二二ないし第二四号証、同第二八ないし第三一号証、同第三三号証、同第三六ないし第三九号証、右乙第一六一、一六二号証と同第一六六号証によりその成立を是認しうる乙第二五号証、右乙第一五七号証と同第一六一号証によりその成立を是認しうる乙第二七号証、乙第三二号証、右乙第一五七号証と同第一五九号証によりその成立を是認しうる乙第三四号証、右乙第一五九号証によりその成立を是認しうる乙第三五号証、同第四〇ないし第四四号証、同第七九、八〇号証、右乙第一五九号証と同一六二号証によりその成立を是認しうる乙第六九ないし第七八号証(但し、第一六四号証、第一六七号証、第一七〇号証、第一八二号証中、後に信用しない部分を除く。)によれば、次のとおりの事実を認めることができ、右認定に反する趣旨の乙第一六三ないし第一七三号証、同第一八二号証の各記載部分は前頭各証拠と対比するとたやすく信用できず、他に右の認定を覆すに足りる証拠はない。

- (1) 前配組合公然化前の昭和五〇年頃、原告会社の大和工場の従業員が「だるま分会」と称して大和分会を、横浜工場の従業員が「スプリング分会」と称して横浜分会を非公然に組織していたが、これは未だ十分に組織が固まらない間に右の組織化を原告に知られることをおそれてのことであった。両分会は、相互に情報を交換しながら機関誌を発刊したり、作業環境や寮、食堂などの改善要求を掲げてこれを実現しながらその組合員の拡大に努力していた。かくして、昭和五一年一〇月三十一日に大和分会が、同年十一月三日に横浜分会がそれぞれ定期大会を開催して同年十一月二五日に組合として公然化することを決定した。
- (2) 大和分会及び横浜分会の右のような動向は徐々に原告会社側の察知するところとなり、同年十一月一日、当時の横浜工場長 Y7 が設計の Z1 係長、Z2 主任に対し「大和の方で設計を中心とした組合が結成されているようだけれど、君達は知らないか。」などと尋ねるようになった。

また、前記親和会の会長であった X10 は横浜分会の副会長でもあったが、同年十一月一日、原告会社の Y8 社長から、右 Y7 工場長を通じて呼び出されたうえ、「横浜工場とか大和工場に組合らしきものが組織されているが、君は知らないか。」「親和会という形を今後組合という形に変えていったらどうか。」「皆が勉強して上部の人が入ってこないいい組合を作ろう。」などと言われた。
- (3) 右のような状況に加えて同年十一月二日から同月二三日までが連休になることもあって、組合結成の公然化を同月二〇日とすることに変更された。
- (4) 右公然化当時における両分会の組織状態は、横浜工場においては従業員八〇名中六四名が、大和工場においては従業員六〇名中五四名がそれぞれ両分会の組合員となっていた。
- (5) 以上のような経緯を経て、組合結成公然化直後の同年十一月二三日(国民の祝日)に前記のとおりサッカー大会が開催される予定となっていたが、東京工場の Y9、Y10 両グループ長は、同日早朝、同工場の従業員宅に電話をかけ、サッカー大会が中止になったとして東京工場に集まるよう連絡した。その結果、前記のとおり、サッカー大会に参加した東京工場の従業員は少なくとも二、三名であって、他の同工場の従業員のほとんどはこれに参加せず、同工場に集って懇親会を開いていた。

2 以上1の事実後に認定の事実とを総合してみると、原告会社の社長をはじめその職制らは、分会公然化直前頃に分会の存在を察知し、特に分会が補助参加人組合を上部団体とすることを嫌忌し、これを表明するような言動が認められ、さらにはサッカー大会終了後にはより明確に原告会社職制らの補助参加人組合の嫌悪、分会長らに対する分会からの脱退懇請が行われた状況のもとにおいて、もともと原告会社の東京工場従業員が予めサッカー大会へ参加しないことを決めていたものと認めるに足る証拠もないのに、同工場の従業員のほとんどが親睦団体である親和会の主催するサッカー大会に参加せずに、わざわざ休日に東京工場に

集って懇親会を開いたのはいかなる理由、目的によるものか不明確であり、いかにも不自然なことといわざるを得ない。そうだとすると、東京工場従業員のサッカー大会への不参加は、分会が東京工場を除く横浜、大和両工場のほとんどの従業員を組織して公然化したものの、未だ東京工場の従業員が組織化されていないことを知った原告会社の職制らとしては、同工場の従業員が横浜、大和両工場の従業員と折触することにより組合の組織化を働きかけられること極力避けようとして、Y9、Y10らのグループ長が原告会社の意を体して東京工場の従業員に対し電話によってサッカー大会への不参加を呼びかけ、その代償として東京工場での懇親会の開催となったものと推認するを相当とする。

以上によれば、右の原告会社の職制らの所為は労働組合法七条三号所定の支配介入に当たり違法で許されざるものというべく、したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

(十一月二四日における Y1 部長の発言について)

1 前頭乙第一九号証、同第四一号証、同第六九号証、同第一五七ないし第一六〇号証、同第一六二号証、同第一六四号証、成立に争いのない乙第一六五号証、前頭乙第一五九号証と同第一六一号証によりその成立を是認しうる乙第九ないし第一一号証(但し、第一六四、一六五号証中、後に信用しない部分を除く。)によれば、次のとおりの事実を認めることができ、右認定に反する趣旨の前頭乙第一六四、一六五号証の記載部分は前頭各証拠と対比するとたやすく信用できず、他に右の認定を左右するに足りる証拠はない。

昭和五一年十一月二四日昼休み時間中、横浜工場製造部部長 Y1 が当時大和分会の分会長であった X4 宅に電話をかけ(この点は当事者間に争いが無い。)、電話に出た X4 の母に対して「お宅の息子は何時から共産黨員になったのか。」「X11 は悪い人だ。」「会社が潰されてしまう。」というような趣旨のことを言った。

2 前頭乙第一六四、一六五号証によれば、Y1 部長と X4、Y1 家と X4 家との関係は、原告が請求の原因 2(三)の(1)及び(2)で主張しているように、単なる会社における上司と部下という関係ではなく、非常に親しい関係にあり、特に X4 家から Y1 部長が X4 のことについて相談や依頼を受けていたこと等も認められるが、前記「サッカー大会に関する事項について」や後における認定、説示の原告会社の分会及びその上部団体に対する考え方や対応と右 1 において認定した事実を併せ検討すると、右 Y1 部長の X4 の母に対する電話での発言は、むしろ Y1 部長と X4 家の右のような親密な関係を利用して、X4 が大和分会に加入し、さらにはその分会長となっていることは原告会社にとって好ましくないもので、それを辞めさせるよう分会及びその上部団体に対する誹謗、中傷を通じて働きかけたものと認めるを相当とし、これに反する前頭乙第一六四、一六五号証中の Y1 の供述を記載した部分は前頭各証拠と対比してたやすく信用できない。

3 以上によれば、右 Y1 部長の電話による発言は、労働組合法七条三号所定の支配介入に当たり違法で許されざるものというべく、したがって、この点に関する原告の主張も採用できない。

(横浜工場、大和工場における管理職らのグループ長らに対する発言について)

1(一) 横浜工場と大和工場の管理職らがそれぞれのグループ長(原告会社における組織上最小単位のグループ(三名ないし五名)のリーダーの呼称であり、主として係長、班長あるいは副長の役職にある者である。)を集めて、横浜工場においては昭和五一年十一月二六日、大和工場においては同月二九日話をしたことは当事者間に争いが無い。

(二) 前頭乙第一九号証、同第一六〇ないし第一六二号証、同第一六四、一六五号証、同第一六七号証、同第一七〇号証、同第一八二号証、成立に争いのない乙第一六三号証、同第一六六号証、同第一六八、一六九号証、前頭乙第一五九号証によりその成立を是認しうる乙第四九号証、同第五一号証、同第五七号証(但し、第一六三ないし第一七〇号証中、後に信用しない部分を除く。)によれば、次のとおりの事実を認めることができ、右認定に反する趣旨の前頭乙第一六三ないし第一七〇号証の記載部分は前頭各証拠と対比するとたやすく信用できず、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

横浜工場においては、同月二六日午前一〇時頃から午後四時頃までの間、同工場の Y7 工場長、Y2 第一営業部長、Y3 第二営業部長、Y11 部長、Y12 営業部係長らが同工場会議室において、X5、X6 らのグループ長計一八名(うち分会員一名)を三名ずつに分けて呼び出し、X5 グループ長に対しては「どういう気持で組合に入っているのか。」、X6 グループ長に対しては「全国一般では三年で会社が潰れる、ソニー、日立からも仕事がこなくなるだろう。」などと言い、さらに「Y3、Y2 部長が松下、ソニーに呼ばれ、明輝さん組合ができたんですってね、どこの上部団体ですかと聞かれ、全国一般と答えた途端、それはまずいと言われた。」、「今後仕事をだんだん減らしてくるだろう。」、「また金型発注をストップされた。」などと言ったこと、大和工場においても、同月二九日正午頃、同工場の Y13 工場長、Y14 部長、Y15 社長付は、Y16 課長らが同工場の三階会議室において、同工場のグループ長ら一二名を呼び出し、同人らに対し右横浜工場におけると同内容のことを言った。

2 前記「サッカー大会に関する事項について」及び「十一月二四日における Y1 部長の発言について」並びに後における認定、説示の原告会社の分会及びその上部団体に対する考え方や対応を前提として、右 1 の(一)、(二)の事実をみると、仮に横浜、大和の両工場の管理職らのグループ長に対する発言内容が第三者である松下電器やソニーの担当者の発言をそのままに伝えたものであるとしても、分会公然化の直後ということをも考慮すると、右管理職らとしても両分会が補助参加人組合を上部団体とすることが原告会社の重要な取引先である松下電器やソニーとの取引に重大な悪影響が及び、ひいては原告会社としても困難な状況に立ち至るであろうとして、補助参加人組合に対する嫌悪感を表明し、そのことにより分会員に原告会社の将来に対する不安感を抱かせ分会からの脱退を暗に求めているものと認めるを相当とし、そうであるとする、右の管理職らの発言は原告会社の意を体してのものであって、労働組合法七条三号所定の支配介入に当たり違法で許されざるものというべく、したがって、この点に関する原告の主張も採用できない。

(Y4、Y5 両係長の X7、X8、X9 に対する発言について)

1 前頭乙第一九号証、同第七〇号証、同第一六三号証、同第一八二号証、成立に争いのない乙第一二号証、同第一六、一七号証、前頭乙第一五九号証によりその成立を是認しうる乙第一三号証、同第一八号証、同第五四号証、同第六三号証、同第六七、六八号証、同第八七、八八号証、右乙第一八二号証によりその成立を是認しうる乙第一五六号証(但し、第一六三号証、第一八二号証中、後に信用しない部分を除く。)によれば、次のとおりの事実を認めることができ、右認定に反する趣旨の乙第一六三号証、同第一七一号証、同第一八二号証の各記載部分は前頭各証拠と対比するとたやすく信用できず、他に右の認定を覆すに足りる証拠はない。

(一) X7、X8、X9 は、昭和五一年一二月一日午後七時頃、大和工場の Y4、Y5 両係長から大和民謡会館に呼ばれ、右兩名から、原告会社の社長から渡されたというコピーされた組織図のようなものを示されたうえ「社長は全国一般は共産党だ、全国一般に入っている間は分会とは団交をしないとやっている。」と言われた。

(二) 同年一月中旬、大和工場では Y4 係長が、横浜工場では Y17 係長が分会員の分会脱退届を五人分から一〇人分程度まとめて大和分会長及び横浜分会長に宛て郵送してきた。その後も両分会の分会員は減少の一途を辿り、昭和五二年四月時には大和分会八名、横浜分会三名となり、本件の初審結審時には大和分会四名、横浜分会一名となっていた。

(三) 前示明輝製作所労働組合は昭和五二年二月一六日に結成されたものであるが、その組合員は大和、横浜の両分会を脱退した下級職制が中心となっている。

2 前記「サッカー大会に関する事項について」、「一二月二四日における Y1 部長の発言について」及び「横浜工場、大和工場における管理職らのグループ長らに対する発言について」における認定、説示の原告会社の分会及びその上部団体に対する考え方やその対応を前提として右 1 の事実をみると、右 Y4、Y5 係長の言動は原告会社の意を体したものと認めるを相当とし、それは労働組合法七条三号所定の支配介入に当たり違法で許されざるものというべく、この点に関する原告の主張も採用できない。

三 そして、他に本件命令を違法として取り消すべき事由は本件全記録を検討するもこれを見出し得ない。

四 以上の次第で、原告の本訴請求のうち、本件命令中、初審命令の主文第二項の横浜分会宛誓約書の掲示を命ずる部分に対する再審査申立てを棄却した部分の取消しを求める部分は理由があるので認容し、その余の部分は理由がないので棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九二条但書を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一一部

(別紙省略)